

# 答 申

## 第 1 審査会の結論

長野県警察本部長が、特定の者の解剖結果について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

## 第 2 審査請求の経過

- 1 平成20年（2008年）5月21日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。）に基づき、「特定の者が特定の日に解剖された結果の文書」（以下「本件請求対象文書」という。）について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成20年5月27日、長野県警察本部長（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求対象文書の存否を答えること自体が本件条例第7条第2号の規定により非公開とすべき個人に関する情報を公開することになるとして、同条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 平成20年6月11日、審査請求人は、長野県公安委員会（以下「本件諮問機関」という。）に対し本件決定の取消しを求め、審査請求を行った。

## 第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が「審査請求書」及び「意見書」で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 文書による開示を求める。
- 2 憲法に認められている権利である。

## 第 4 本件諮問機関及び本件実施機関の主張の要旨

本件諮問機関及び本件実施機関が「理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は以下のとおりである。

- 1 審査請求人は本件請求で、解剖結果の公開を求めているが、特定個人が特定の日に解剖されたという情報は、特定の個人に関する情報であり、本件条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当する。
- 2 審査請求人は、関係者であることを理由に、公開すべき旨を主張するが、本件条例第5条に規定する公文書公開請求権は、何人に対しても等しく認められている権利であり、また、公開請求者に対し、公開請求の理由や利用目的等の個別的事情を問わないものである。したがって、公開請求者が誰であるか、又は公開請求者が公開請求に係る公文書に記載されている情報について、利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情は、当該公文書の公開、非公開の判断に影響を及ぼすものではない。
- 3 本件請求については、その文書が存在するか否かを答えるだけで、特定の個人が、特定の日において解剖されたことの実事の有無を公開することとなるものであり、本件条例第10条の規定により、当該公文書の存在存否を明らかにしないで本件決定を行ったものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、本件条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。

しかしながら、本件条例第3条では、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないことがないよう最大限の配慮をしなければならないと定めており、同条例第7条第2号で個人に関する情報についての非公開規定が設けられている。

当審査会は、これらの理念を尊重し判断するものである。

### 2 本件条例第10条の適用について

本件請求は、個人及び日付を特定した上で、解剖結果の公開を求めているものである。

本件実施機関は、本件請求対象文書の存否を答えること自体が、本件条例第7条第2号の規定により非公開とすべき個人に関する情報を公開することとなるので、同条例第10条の規定により、本件決定を行った旨主張するので、以下検討する。

#### 本件条例第7条第2号について

本件条例第7条第2号では「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」又は「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は、非公開とする情報と規定されている。また、同号ただし書は「法令等の規定又は慣行として公にされる情報」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要な情報」、「公務員の職務に関する情報」を例外として公開できる情報と規定している。

#### 本件条例第10条について

本件条例では、実施機関は公文書公開請求に対して、当該請求に係る公文書が存在していれば公開又は非公開決定を行い、存在していなければ不存決定を行うこととしている。したがって、公文書の不存を理由とする非公開決定の場合以外の決定では、公文書の存在が前提となっている。

しかしながら、実施機関が公文書公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで本件条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合があり、この場合実施機関は、同条例第10条の規定により公文書の存否を明らかにしないで当該公文書公開請求を拒否することができることとされている。

#### 本件決定の妥当性について

本件請求は、特定の者が特定の日に解剖されたことが前提となっている。したがって、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えることは、特定個人の解剖が行われたか否かを答えることとなるものと認められる。

本件条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報」は、当該個人が生者であるか否かを問うていないことから、特定の者が解剖されたという情報は、同号に規定する個人に関する情報である。さらに、この情報は、同号ただし書で規定する例外として公開できるいずれの場合にもあたらないことも明らかである。したがって、特定の者が特定の日に解剖されたという情報は、本件条例第7条第2号に規定する非公開とするべき情報に該当する。

また、審査請求人は関係者であることから公開すべき旨主張する。しかし、本件条例は、第5条で「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に

対し、当該実施機関が管理する公文書の公開を請求することができる。」と規定しているように、何人に対しても公開請求をする権利を認める制度であることから、公開・非公開の判断にあたっては、公開請求者が誰であるかは、考慮されないものである。このことは、本件条例が特定の個人を識別できる情報等については、第7条第2号ただし書アからウまでに該当するものを除き、これを非公開情報と規定するのみで、本人からの公開請求であった場合について、特段の規定を設けていないことから明らかである。

以上のことから、本件請求対象文書の存否を明らかにすることにより、本件条例第7条第2号で非公開とすべき「個人に関する情報」を公開することとなるので、本件請求は同条例第10条の規定により本件請求対象文書の存否を明らかにしないで拒否すべきものと認められる。

### 3 その他の審査請求人の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査経過

平成20年（2008年）7月3日	諮問
7月16日	審議
平成21年（2009年）2月13日	「公文書公開請求拒否決定に係る理由説明書」 受領
3月16日	「意見書」受領
4月27日	審議
5月25日	本件諮問機関及び本件実施機関の意見聴取並びに 審議
6月22日	審議終結